

陳 述 書

2022年9月8日

東京都渋谷区代官山町17-4-901

コンシニ・ティエリ

A handwritten signature in blue ink, appearing to be 'Concinni Teleri', written in a cursive style.

私は、日本において2006年から現在まで在外フランス人議会議員として活動を続けており、毎週のようにフランス大使と日本における親子の問題について話をしています。

私は、日本に住み、日本の法律を遵守しています。私は日本が好きです。私は、日本が国際社会から非難されないための最低限の恥ずかしくない法整備をすることを願っています。

私は26歳の時から日本にいます。この40年近くの間で日本の社会は大きく変わっていますが、家族法は問題を残したまま変化がありません。

以前から、日本人による国際的な連れ去り及び国内での連れ去りは問題となっています。この問題を解消するため、日本のハーグ条約批准に私も尽力し、結果、日本は2014年に同条約に批准しました。なお、「連れ去り」という用語は日本特有のものであり、国際用語では「実子誘拐」となりますが、本書ではこれを「連れ去り」と表現いたします。

批准後も、国際的な連れ去りに対する日本の運用にも大きな課題は残りました。裁判に時間がかかり過ぎることや裁判所の判断が適切ではないと思われる例があること、執行の実効性に欠けるという問題があります。ハーグ条約批准は、国際的な連れ去りには大きな予防効果が生じ、よい影響がありました。しかし、国内の連れ去りにはまったくと言って良いほど影響がなく、親子の引き離しは続いています。この10年間、日本国内で、EU各国の子どもが約2000人連れ去られているのです。

そこで、我々は元々日本が批准している児童の権利条約からもアプローチしました。同条約には両親へのアクセスは子どもの権利であると明記されています。

国際社会では、離婚後でも、子どもは両方の親にアクセスする権利があり、親の責任は継続します。現在の日本の単独親権では、子どもは片方の親のものとなり、一方の親とコンタクトがなくなってその親は何も影響を及ぼせなくなります。

また、私の個人的なNPOの活動などを通じ、日本では子どもの貧困が増えていることも認識しております。その多くがシングルマザーの家庭です。

フランスではシングルマザーがそのような貧困状況に陥ることはほとんどありません。多くが経済的に問題なく、彼女たち自身活躍できています。それは、離婚後も、両方の親の親権者としての役割が継続するからです。このことで、金銭的にも教育的にもメンタルの面でも、子どもが支えられます。問題がおこりがちなステップファザーやステップマザーに対する監督にもなります。

日本の現状は、シングルマザーを救うことができていません。子どもが両方の親と宿泊を含めた十分なアクセスをできるようにするべきです。子どもの最善の利益という観点から、両方の親とアクセスして初めて真の安定が成り立ちます。子どもは両方の親と関わることで、社会性を身につける面もあります。私が見たケースでは、親権者である親が他方の親と子どもを会わせなかったことで、子どもが成長したときに、会えなかった親と子どもの関係に大きな問題が生じたケースもありました。こういった状況は、子どもの人権に深刻な侵害を与えています。

日本も、子どもの人権を守らなければなりません。離婚をしても、子どもが両方の親とアクセスできる環境を作らなければなりません。

日本国内のヨーロッパ人のコミュニティでは、日本人とヨーロッパ人の

間の子どもの多くが存在しています。このまま今の単独親権制度の下で、離婚後は一人の親が子どもの養育を独占する状況が続けば、問題は国際的にも拡大していきます。

フランス・ドイツ・イタリアの各議会から、日本の現状を非難し、子どもの人権を守るための決議もなされています。最近では、欧州議会での決議もありました。これらの決議は、国連子どもの権利条約とハーグ条約についての日本の条約違反に関連しています。また、子供を誘拐した日本人に対する逮捕状が数件出ていることも付け加えておきます。

日本とEUは自由貿易条約を締結しており、その条約では人権について同じ価値を共有すると謳っています。日本が権利を守らないのであれば条約自体を取り消そうという話にもなりかねず、ビジネス社会にも影響が生じる恐れがあります。他国の人権侵害に対するEUの対応と同じことが日本に対してもおこりかねません。おそらく、欧米のいくつかの国が最近も、この主題に関する各国状況年間報告書の作成を進行させています。

フランスもこの問題を大変深刻に捉えています。

もちろん、私は日本では外国人ですから、他国の法制度には干渉するべきではありません。しかし、問題は親と子の人権です。日本国内で日本人の親子が人権を侵害されているのと同様に、EU各国の親も日本国内の親子引き離しで人権侵害を受けています。人権侵害からの救済を求めることは当然の主張です。早急な法整備が必要とされています。

以 上